

## 千代田区プールの安全管理に関する条例

(昭和50年3月28日 条例第29号)  
最終改正 平成16年3月17日 条例第6号

### (目的)

第1条 この条例は、プールの構造及び維持管理等について必要な規制を行うことにより、公衆衛生の向上及び安全の確保を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において「プール」とは、容量50立方メートル以上の貯水槽を設け、公衆に水泳をさせる施設をいう。

2 この条例において「小規模プール」とは、容量50立方メートル未満の貯水槽を設け、公衆に水泳又は水浴をさせる施設をいう。

3 この条例において「プール水」とは、施設内にある水泳者が水泳、水浴に利用する貯水槽に貯水される水をいう。

(平16条例6・一部改正)

### (許可等)

第3条 プールを經營しようとする者は、千代田区規則(以下「規則」という。)で定めるところにより、区長の許可を受けなければならない。ただし、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第82条の2に規定する専修学校又は同法第83条第1項に規定する各種学校において専ら当該学校の幼児、児童、生徒又は学生を対象とするプール(以下「学校プール」という。)を經營しようとする者は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定による学校プールを經營しようとする者は、規則で定めるところにより、区長に届け出なければならない。

3 区長は、第1項の規定により許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、許可しなければならない。

(1) 貯水槽は、不浸透性材料を用い、給排水及び清掃が容易にでき、かつ、周囲から汚水が流入しない構造とし、オーバーフロー溝を設けること。また、水泳者の見やすい場所に水深を明示すること。

(2) プールサイドは、不浸透性材料を用い、水際の部分は、滑り止めの構造とすること。

(3) 通路は、不浸透性材料を用い、滑り止めの構造とすること。

(4) 給水設備は、給水管にプール水が逆流しないような構造とすること。

(5) 排水設備は、排水が短時間に行える能力を有すること。また、排水口及び循環水取入口には、堅固な金網、鉄格子等を設けること。

(6) 男子用及び女子用の更衣所及び便所を設け、外部から見通すことのできないような構造とすること。

(7) 応急措置のできる設備を有する救護所を設けること。

(8) 救命浮輪、ロープその他の適当な救命器具を備えた監視所を設けること。

(9) その他規則で定める事項

4 区長は、第1項の規定による許可をするに当たっては、公衆衛生又は安全の確保のため必要な限度において、条件を付することができる。

(平5条例19・平14条例27・一部改正)

(許可経営者の地位の承継)

第3条の2 前条第1項の許可を受けてプールを経営する者(以下「許可経営者」という。)について、相続、合併又は分割(当該プールの経営を承継するものに限る。)があったときは、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該プールの経営を承継すべき相続人を選定したときは、その者) 合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該プールの経営を承継した法人は、許可経営者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可経営者の地位を承継した者は、遅滞なく、規則で定める事項を区長に届け出なければならない。

(平14条例27・追加)

(手数料)

第4条 第3条第1項の規定により許可を受けようとする者は、許可申請の際、千代田区手数料条例(昭和33年千代田区条例第4号)に定める手数料を納めなければならない。

(平12条例22・全改・平14条例27・一部改正)

(措置の基準)

第5条 許可経営者及び第3条第2項の規定により届出をした者(以下「届出経営者」という。)は、プールにおける公衆衛生及び安全の確保に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 施設内は、常に整頓し、水泳者が利用する場所は、毎日1回以上清掃すること。
- (2) 危険防止及び救助のため、監視人を配置すること。
- (3) 入口、更衣所その他水泳者の見やすい場所に利用者の注意事項を表示すること。
- (4) 伝染性疾患にかかっている者、泥酔者、付添人のいない幼児その他他人の迷惑となるおそれがあると認められる者を入場させないこと。
- (5) 閉場後は、直ちに施設を点検し、異状の有無を確認すること。
- (6) その他規則で定める事項

(平14条例27・一部改正)

(管理者の設置)

第6条 許可経営者は、前条の規定による必要な措置を講ずるため、施設ごとに専任の管理者を置かなければならない。ただし、自ら管理するときは、この限りでない。

(小規模プール)

第7条 小規模プールを経営する者は、第3条第3項に定めるところに準じて当該施設を管理するよう努めなければならない。

(平16条例6・追加)

(報告の徴収及び立入検査)

第8条 区長は、必要があると認めるときは、許可経営者、届出経営者、管理者その他の関係者から必要な報告を求め、又はその職員に、プールに立ち入り、その構造設備若しくは第5条の規定による措置の実施状況を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、環境衛生監視員と称し、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(使用停止及び措置命令)

第9条 区長は、第3条第1項の規定による許可に係る施設が、同条第3項に規定する基準に適合しないと認めるとき又は許可経営者、届出経営者若しくは管理者が第5条に規定する措置の基準に違反したと認めるときは、期間を定めて、当該プールの使用停止を命じ、又は公衆衛生上若しくは安全の確保上必要な措置をとることを命ずることができる。

(許可の取消し)

第10条 区長は、許可経営者が次の各号の一に該当するときは、第3条第1項の規定による許可を取り消すことができる。

- (1) 第3条第4項の規定により付した条件に違反したとき。
- (2) 第6条の規定に違反したとき。
- (3) 前条の規定による命令に違反したとき。

(罰則)

第11条 次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条第1項の規定に違反してプールを経営した者
- (2) 第9条の規定による命令に違反した者

第12条 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条第2項の規定に違反して学校プールを経営した者
- (2) 第5条の規定に違反した者
- (3) 第8条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(両罰規定)

第13条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(委任)

第14条 この条例に規定するものを除くほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に水泳場及びプール取締条例(昭和24年東京都条例第55号。以下「都条例」という。)によりなされている許可又は許可申請は、この条例によりなされた許可(都条例による許可の有効期間中に限る。)又は許可申請とみなす。

附 則（平成 5 年 3 月 2 6 日条例第 1 9 号）

- 1 この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現にこの条例による改正前の東京都千代田区プール取締条例第 3 条第 1 項の規定によりなされた許可は、この条例による改正後の東京都千代田区プール取締条例第 3 条第 1 項の規定によりなされた許可とみなす。

中 略

附 則（平成 1 4 年 3 月 2 0 日条例第 2 7 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現にこの条例第 3 条第 1 項の規定により経営の許可を受けている営業施設及び現に当該許可の申請がなされている施設については、この条例による改正後の千代田区プールの安全管理に関する条例第 3 条第 3 項第 9 号により規定されている改正後の千代田区プールの安全管理に関する条例施行規則別表第 1 の第（ 3 の 3 ）号の規定は適用しない。ただし、この条例の施行の日以降に、施設を増築し、若しくは改築し、又は大規模な修繕をする場合はこの限りではない。

# 千代田区プールの安全管理に関する条例施行規則

(昭和50年4月1日 規則第12号)  
最終改正 平成20年4月1日 規則第24号

(趣旨)

第1条 この規則は、千代田区プールの安全管理に関する条例(昭和50年千代田区条例第29号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(平14規則12・一部改正)

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(書類の経由)

第3条 条例及びこの規則の定めるところにより、区長に提出する申請書、届書、その他の書類は、保健所長を経由しなければならない。

(平14規則12・一部改正)

(許可の申請等)

第4条 条例第3条第1項の規定により許可を受けようとする者は、第1号様式による許可申請書を、区長に提出しなければならない。

2 条例第3条第2項の規定により届出をしようとする者は、第2号様式による経営届を、区長に提出しなければならない。

(平5規則37・平16規則19・一部改正)

(許可書の交付)

第5条 区長は、条例第3条第1項の規定により許可したときは、第3号様式による許可書を交付するものとする。

(平5規則12・平5規則37・平16規則19・一部改正)

(許可経営者の地位の承継)

第6条 条例第3条の2の規定により相続による許可経営者の地位の承継の届出をしようとする者は、第3号様式の2によるプール経営承継届を区長に提出しなければならない。

2 前項のプール経営承継届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 戸籍謄本

(2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により経営者の地位を承継すべきとして選定された者にあつては、その全員の同意書

(平14規則12・追加 平16規則19・一部改正)

第7条 条例第3条の2の規定により合併又は分割による許可経営者の地位の承継の届出をしようとする者は、第3号様式の3によるプール経営承継届を区長に提出しなければならない。

2 前項のプール経営承継届には、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりプ

ールの経営を承継する法人の登記簿の謄本を添付しなければならない。  
(平14規則12・追加 平16規則19・一部改正)

(変更等の届出)

第8条 許可経営者又は届出経営者は、第4条第1項の規定する許可申請書、同条第2項に規定する経営届又は前2条に規定する承継届に記載した事項を変更したときは、遅滞なく、第4号様式による変更届を、区長に提出しなければならない。

2 許可経営者又は届出経営者は、プールを休止した後に再開しようとするとき、又は廃止したときは、第5号様式による再開(廃止)届を、区長に提出しなければならない。

(平5規則37・平14規則12・平16規則19・一部改正)

(許可の基準)

第9条 条例第3条第3項第9号の規則で定める事項は、別表第1のとおりとする。ただし、施設の規模、形態その他特別の理由により、区長が公衆衛生及び安全の確保上支障がないと認めたときは、この基準をしんしやくすることができる。

(平5規則37・平14規則12・一部改正)

(措置の基準)

第10条 条例第5条第6号の規則で定める事項は、別表第2のとおりとする。

(平5規則37・平14規則12・一部改正)

(身分を示す証明書)

第11条 条例第8条第2項の規定による身分を示す証明書は、第6号様式とする。

(平5規則37・平14規則12・一部改正)

附 則

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

中 略

附 則(平成12年3月31日 規則第58号)

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えなお使用することができる。

附 則(平成14年3月20日 規則第12号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 略

附 則(平成16年4月12日 規則第19号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 略

附 則(平成20年4月1日 規則第24号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に千代田区プールの安全管理に関する条例(昭和50年千代田区条例第29号。以下「条例」という)第3条第1項の規定により経営の許可の申請がなされている施設に対する当該許可の基準については、この規則による改正後の千代田区プールの安全管理に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という)別表第1の規定にかかわらず、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)から1年を経過する日まで、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、現に条例第3条第1項の規定により経営の許可を受けている施設及び現に当該許可の申請がなされ、この規則の施行の日以後に当該許可を受けた施設の経営者は、当該施設を施行日から1年以内に改正後の規則別表第1に規定する基準に適合したものとしなければならない。
- 4 この規則の施行の際、現に条例第3条第1項の規定により経営の許可の申請がなされている施設及び既に許可を受けている施設並びに現に条例第3条第2項の規定により学校プールの経営の届出をしている施設に係る第10条の規定に基づく措置については、改正後の規則別表第2の規定にかかわらず、施行日から1年を経過する日まで、なお従前の例による。
- 5 この規則の施行の際、現に条例第3条第1項の規定により経営の許可を受けている施設及び現に当該許可の申請がなされ、施行日以後に当該許可を受けた施設並びに現に条例第3条第2項の規定により学校プールの経営の届出がされている施設の経営者は、施行日から1年以内に改正後の規則別表第2に適合する措置を講じなければならない。

別表第1(第9条関係)

- (1) プールサイドは、水泳又は水浴をする者(以下「水泳者等」という)の数に応じ、かつ、救急作業をすることができる十分な広さを有すること。
- (2) 貯水槽本体には、循環ろ過式の浄化設備を設けること。
- (3) 新規補給水量及び循環水量を把握するため、専用の量水器を設けること。
- (3の2) 循環のための配管経路の途中に、プール水を消毒するための塩素剤、塩素又は二酸化塩素を連続注入する設備を設けること。
- (3の3) 循環水の吐出口は、プール水中の遊離残留塩素濃度又は二酸化塩素濃度が均一になる位置に設けること。
- (3の4) 貯水槽に接続される水位調整槽及び環水槽は、容易に清掃及び消毒ができる構造とすること。
- (3の5) 循環水取入口及び貯水槽内の排水口の金網、鉄格子等は、吸い付きによる事故を防止する構造とし、かつ、ネジ若しくはボルトによる固定又はこれらと同等以上の固定をすること。
- (3の6) 循環水取入口及び貯水槽内の排水口には、金網、鉄格子等のほかに配管口に吸い込み防止金具を設置するなどの安全対策を施すこと。
- (3の7) 吐出口には、堅固な金網、鉄格子等を設置し、ネジ若しくはボルトによる固定又はこれらと同等

以上の固定をすること。

- (4) 水泳前又は水浴前の水泳者の全身を清浄にし、プール水の汚染を防止するため、足洗い場及び腰洗い槽(以下「足洗い場等」という。)及びシャワーを更衣所及び便所から貯水槽に至る途中に設置すること。ただし、洗浄水の温度を適温とし、かつ、洗浄水を常時放水する機能又はこれらと同等の機能により水泳前又は水浴前の水泳者が必ず全身を洗浄できる場合、足洗い場等を省略することができる。
  - (5) 水泳後又は水浴後に身体を清浄にするためのシャワーを適正な位置に設置すること。なお、屋内プールにあっては、温水を使用すること。
  - (6) 洗面所、水飲み場及び洗眼所を利用に適する場所に設置すること。この場合において、水泳者等50人当たり1個以上の割合で、洗面所に洗面水栓、水飲み場に飲用水栓、洗眼所に洗眼専用の洗眼器を備え付けること。
  - (7) 便所には、男子用として60人に1個、女子用として40人に1個の割合の便器を設け、男子用便器5個ごとに男子用大便器1個を設けること。なお、便所の構造は、水洗式とし、床は、不浸透性材料を用いること。
  - (8) 更衣所には、利用者の衣服等を安全かつ衛生的に保管できる設備を設けること。
  - (9) 監視所は、貯水槽及びプールサイド全体を見渡すことのできる場所及び位置に設けること。ただし、1つの監視所で施設又は区域全体を見渡すことが出来ない場合にあっては、監視所を複数設けること。
  - (9の2) 緊急時等に水泳者、監視人その他関係者に連絡事項を確実に周知するため、施設又は区域に適した放送設備及び連絡設備を整備すること。
  - (10) 屋内プール及び夜間使用する屋外プールには、貯水槽の水面及びプールサイドの床面で、常時100ルクス以上の照度が確保できる照明設備を設けること。
  - (11) 屋内プールには、十分に換気ができる設備を設けること。
  - (12) 機械室は、施錠ができる構造とすること。
  - (13) 休憩所を設ける場合は、プールサイドと区画し、飲食物等によるプールサイド及びプール水への汚染を防ぐ構造とすること。
  - (14) 観覧席を設ける場合は、その出入口を水泳者等用と区別し、かつ、プールサイドと、垣、さく等で区画すること。
  - (15) 遊戯設備を設ける場合は、危害防止上適切な構造のものを安全な場所に配置すること。
  - (16) 消毒に用いる塩素剤及びその他の薬剤を安全かつ適正に保管するため、施錠可能な専用の保管設備を設けること。また、当該保管設備には、薬剤ごとに専用の保管設備を設けること。
- (昭63規則11・平5規則12・平5規則37・平14規則12・平16規則19・平20規則24・一部改正)

#### 別表第2(第10条関係)

- (1) プール水は貯水槽ごとに1年に1回以上全換水するとともに、清掃を行うこと。その際、循環水取入口、貯水槽内の排水口、吐出口その他の開口部の安全を確認すること。
- (1の2) 循環水取入口、貯水槽内の排水口及び吐出口の金網、鉄格子等及び吸い込み防止金具などの固定状況を確認し、これらの開口部付近の水泳者の安全状況を常時確認すること。
- (1の3) 水位調整槽及び環水槽は適宜点検を行うとともに、毎年1回以上清掃を行うこと。
- (2) プールには、じんかいその他の汚物を停滞させないこと。
- (3) 監視人を適当数配置すること。
- (3の2) 許可経営者及び届出経営者は、監視人に対して事故防止対策、事故発生時の対応その他安全及び衛生管理に必要な事項について研修及び訓練を行うこと。
- (4) 救命器具は、直ちに使用できる状態にしておくこと。
- (5) 入口、更衣所その他水泳者等の見やすい場所に開場時間を表示すること。
- (6) 水泳又は水浴に適さない状態になったとき、又は適さない状態になるおそれがあると認められるときは、水泳又は水浴させないよう必要な措置を講じること。
- (7) 他人に危害を及ぼし、又はプール等の衛生を損なうおそれのある物をみだりに持ち込ませないこと。



- (8) 水泳者等に、他人の妨げ又は迷惑となる行為をさせないこと。
- (9) プール水については、次の基準を守ること。ただし、プール水の原水として、海水、温泉水等を使用する場合において、区長がこの基準(オの基準を除く。)により難く、かつ、公衆衛生上支障ないと認めるときは、この基準の一部または全部を適用しないことができる。
- ア 水素イオン濃度は、PH値5.8から8.6まででなければならない。
- イ 濁度は、2度を超えないこと。
- ウ 過マンガン酸カリウム消費量は、1リットルにつき12ミリグラムを超えてはならない。
- エ 塩素剤又は塩素による消毒を行う場合にあっては遊離残留塩素濃度が、1リットルにつき、0.4ミリグラム以上となるようにし、二酸化塩素による消毒を行う場合にあっては二酸化塩素濃度が1リットルにつき0.1ミリグラム以上0.4ミリグラム以下かつ亜塩素酸濃度が1リットルにつき1.2ミリグラム以下となるようにすること。
- オ 大腸菌は、100ミリリットル中検出されないこと。
- カ 一般細菌は、1ミリリットル中200CFU以下であること。
- (9の2) 加温装置を設けて温水を利用する場合、プール水からレジオネラ属菌が検出されないこと。
- (9の3) プール水の水質検査は、塩素剤又は塩素による消毒を行う場合にあっては遊離残留塩素濃度について、二酸化塩素による消毒を行う場合にあっては二酸化塩素濃度及び亜塩素酸濃度について毎時1回以上、水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌及び一般細菌については毎月1回以上行うこと。また、加温装置を設けて温水を利用する場合、レジオネラ属菌に関する検査については毎年1回以上行うこと。
- (9の4) 水質検査及び構造設備点検の結果を、入口、更衣所等の利用者に見やすい場所に掲示すること。
- (10) 足洗い場等には、常に適量の塩素剤を入れておくこと。
- (10の2) 異種の薬剤の混合による事故を防止するため、保管容器に薬剤の名称を示す等の方法により薬剤の種類を明確にすること。また、薬剤の補充等を実施する係員は十分な知識を持った者を充てること。
- (11) 洗面所、洗眼所、水飲み場及びシャワーは飲用に適する水を使用すること。
- (12) 屋内プールは、換気及び照明を十分にし、夜間使用する屋外プールは照明を十分にすること。
- (12の2) 屋内プールにあっては空気中の二酸化炭素の含有率が0.15パーセント以下であること。また、2月以内ごとに1回、定期的に測定を行うこと。
- (13) 救護のために、2以上の最寄りの診療所又は病院を把握し、緊急時の連絡体制を整えておくこと。
- (14) プールに起因する疾病及び事故が発生したときは、遅滞なく区長に届け出ること。
- (15) プールの開場中、天候、気温、水温、水泳者等の数及び事故の状況その他維持管理状況を毎日記録し、当該記録を3年間保存しておくこと。
- (昭53規則30・昭63規則11・平5規則12・平5規則37・平14規則12・平16規則19・平20規則24・一部改正)